

連合総研シンポジウム

「子どもたちと向き合う時間のために」

～ 教職員の働き方は変わったのか？ ～

< 全体資料・中間報告 >

2022年9月7日(水)13:00～15:30

zoomウェビナー / TKPガーデンシティPREMIUM神保町プレミアムボールホール

連合総研

コンテンツ

主催者あいさつ 古賀 伸明 理事長

第 部 2022年教職員の働き方・労働時間の実態調査について
調査目的等 清水 敏 主査（早稲田大学名誉教授）
調査結果概要等 油布佐和子 委員（早稲田大学教授）

第 部 パネルディスカッション
学校の働き方改革に関する所感・意見
学校の働き方改革の前進に向けて今必要な課題とは
まとめ
コーディネーター 青木 純一 委員（日本女子体育大学特任教授）
パネリスト 村尾 崇 文部科学省初等中等教育局財務課長
朝野 雅子 教員
保科 充孝 教員
油布佐和子 委員（早稲田大学教授）

閉会あいさつ 藤本 一郎 所長

登壇者

清水 敏さん 早稲田大学名誉教授
連合総研「日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査研究委員会」主査。

油布佐和子さん 早稲田大学教育・総合科学学術院 大学院教育学研究科教授
連合総研「日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査研究委員会」委員。

青木 純一さん 日本女子体育大学特任教授
連合総研「日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査研究委員会」委員。

村尾 崇さん 文部科学省初等中等教育局財務課長

朝野 雅子さん 教員
富山県公立中学校に勤務。教職歴31年

保科 充孝さん 教員
山形県公立小学校に勤務。教職歴12年

連合総研「日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査研究」委員会

1．研究趣旨

- 連合総研では、2016年12月に、教職員の働き方に関する研究として、「とりもどせ！教職員の「生活時間」・日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査研究報告書・」を発刊し、
 - ・ 学校現場で行われている勤務時間管理の実情
 - ・ 教員が個人生活、家庭生活、社会生活の時間をどの程度確保できているのか生活時間の実情
 - ・ 教職員の業務の中には、本来行うべきとはいえない業務も含まれていることについて現場の教職員がどう考えているのか

などについて明らかにしてきた。その結果は、マスコミでも大きく取り上げられ、教員の働き方改革の議論のきっかけとなり、給特法改正へとつながった。その後、2021年4月より改正給特法(業務量管理の指針、一年単位の変形労働時間制)が本格施行された。しかし、自治体における条例整備が十分に進んでいないこと、業務削減が不十分であること、教職員の定数改善が進んでいないこと、新型コロナウイルス感染拡大により業務量が増大したことなどから、法律の効果は十分ではないのではないかとされている。

そこで、本調査研究委員会において、給特法改正後の学校現場の実態を調査し、残された課題を明らかにする。

2．研究期間

2021年10月～2023年9月

連合総研「日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査研究」委員会

3．委員

主査 清水 敏 早稲田大学名誉教授
委員 青木 純一 日本女子体育大学特任教授
樋口 修資 明星大学教育学部教授
油布佐和子 早稲田大学教育・総合科学学術院 大学院教育学研究科教授
早津 裕貴 金沢大学准教授

4．経過

第1回	2022年1月31日	研究委員会の構成と自己紹介、調査研究に向けた問題意識の共有、調査研究の進め方
第2回	2022年3月1日	委員からの報告、主査報告、意見交換
第3回	2022年3月30日	アンケート調査票項目(案)について
第4回	2022年4月22日	アンケート調査票項目(案)について
第5回	2022年6月29日	教職をめざす学生を対象としたアンケート調査について、中間シンポジウムについて
第6回	2022年8月22日	教職員アンケート調査集計結果について、教員をめざす学生を対象としたアンケート調査について

連合総研

「2022年 教職員の働き方と労働時間の実態に関する調査」
中間報告

本調査の概要

1．調査目的

教員の長時間勤務の改善に向けた実態把握

2．調査項目

回答者自身の業務の実態と勤務先の学校職場の環境、管理職への評価、回答者自身の仕事に対する姿勢、年休取得状況、これからの教員の働き方、学校における役割分担・適正化のための取り組み等

3．調査対象者

小・中学校、高等学校、特別支援学校にフルタイムで勤務し、授業を持っている教員

4．実施方法

あらかじめ日教組を通じ調査票を配布し、回答者が調査票に印字されているQRコードを読み取り、インターネット上の画面から回答

本調査の概要

5 . 調査期間

2022年5月31日 ~ 2022年6月30日

6 . 回答数

	2022年調査				(参考) 2015年調査
	配布枚数	回収枚数	回答率 (%)	割合 (%)	回収枚数
小学校	5,780	5,929	102.6	64.3	1,903
中学校	3,220	2,476	76.9	26.9	1,094
高等学校	710	484	68.2	5.3	196
特別支援学校	300	282	94.0	3.1	91
その他・無回答		43			
合計	10,010	9,214	92.1	100.0	3,284

1. 労働時間 / 出退勤時刻および休憩時間（前回調査との比較）

	出退勤時刻		休憩時間		年休の取得日数・日	件数
	平均出勤時刻	平均退勤時刻	平均休憩時間	0分の比率・%		
2022年調査	7:30	19:00	9.7	54.6	12.1	8477
2015年調査	7:32	19:14	-	-	10.8	3339

2022年調査では、2015年に比べ、出勤時刻は少し遅く、退勤時刻は少し早くなっている。また、年休の取得日数はやや多くなっている。休憩時間については、2022年調査では、0分と回答した教員が54.6%を占めていた。平均は9.7分である。

連合総研「2022年 教職員の働き方と労働時間の実態に関する調査」 中間報告

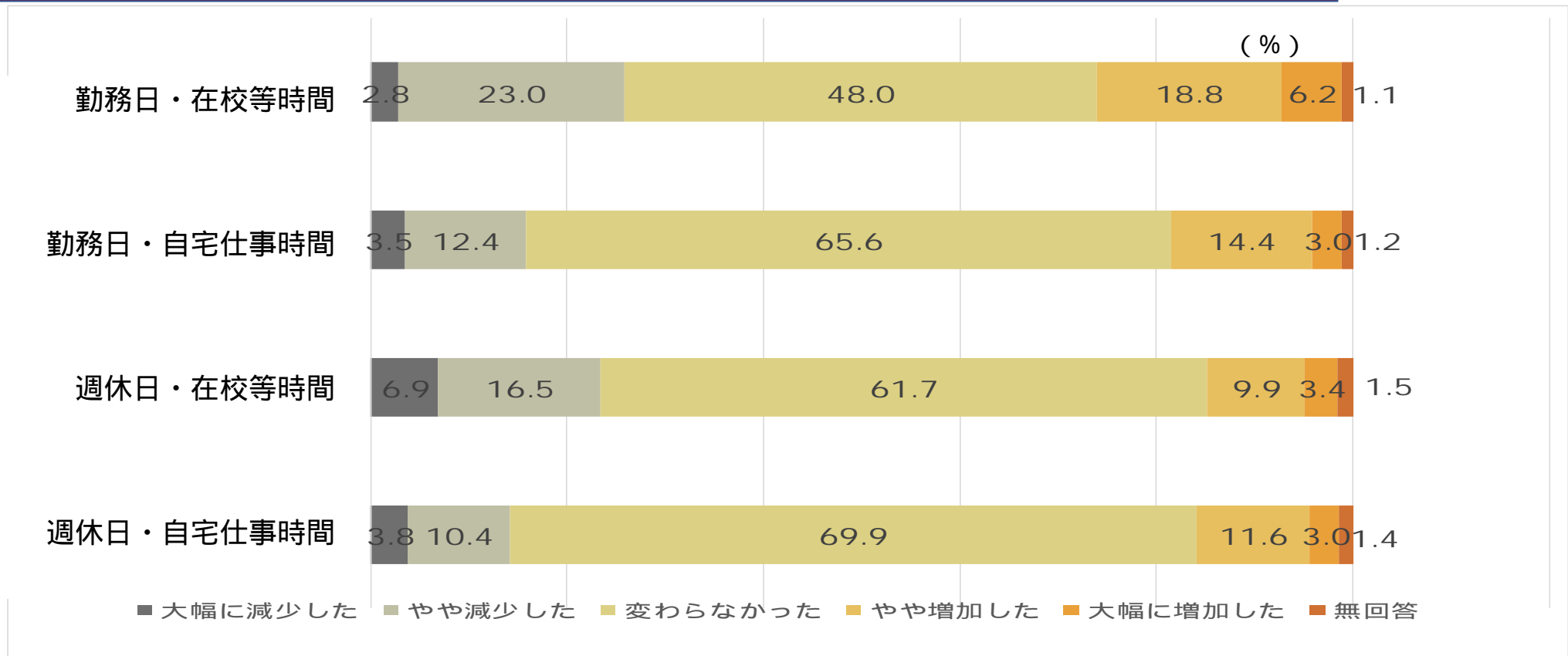
1. 労働時間 / 在校等時間・自宅仕事時間、一週間・一か月の労働時間

	勤務日(月～金) (1日平均)			週休日(土・日) (1日平均)			1週間の労働時間計			1か月の労働時間計			1か月の所定労働時間計	所定時間を上回る労働時間数
	在校等時間	自宅仕事時間	合計 勤務日の労働時間	在校等時間	自宅仕事時間	合計 週休日の労働時間	在校等時間	自宅仕事時間	計 1週間の労働時間	在校等時間	自宅仕事時間	1か月の労働時間計		
2022年	11:21 	0:46 	12:07 	2:06 	1:18 	3:24 	60:57 	6:26 	67:23 	266:30	27:16	293:46 	170:30	123:16
2015年	11:29	0:43	12:12	2:42	1:14	3:56	62:49	6:03	68:52	274:14	25:38	299:52 	170:30	129:22

注. [1か月の労働時間]の計算は、2022年調査は調査実施月の2022年6月のカレンダーを基準に計算し、2015年調査においても調査を2022年6月に実施したと仮定して計算した(6月の勤務日数は22日で、週休日は8日である)。

在校等時間は、勤務日・週休日とも減少したが、**自宅仕事時間は増加しており**、全体としては、2015年と比較して、労働時間はやや減少した程度である。
 減少の幅はわずかであり、1週間の労働時間は1時間、一か月の労働時間は6時間程度減少したものの、**所定労働時間をはるかにオーバーしている点は変わらず、平均でも、過労死レベルに達している。**

1. 労働時間 / 労働時間についての意識 コロナ禍前と比較して



「勤務日の在校時間」を除いては「**変わらなかった**」が60%~70%を占める。

1. 労働時間 / まとめ

出勤時刻や退勤時刻が多少変化し、勤務日・週休日の在校等時間はやや減少しているが、その分自宅仕事時間がやや増加した。全体として、**労働時間はわずかながら減少した。**

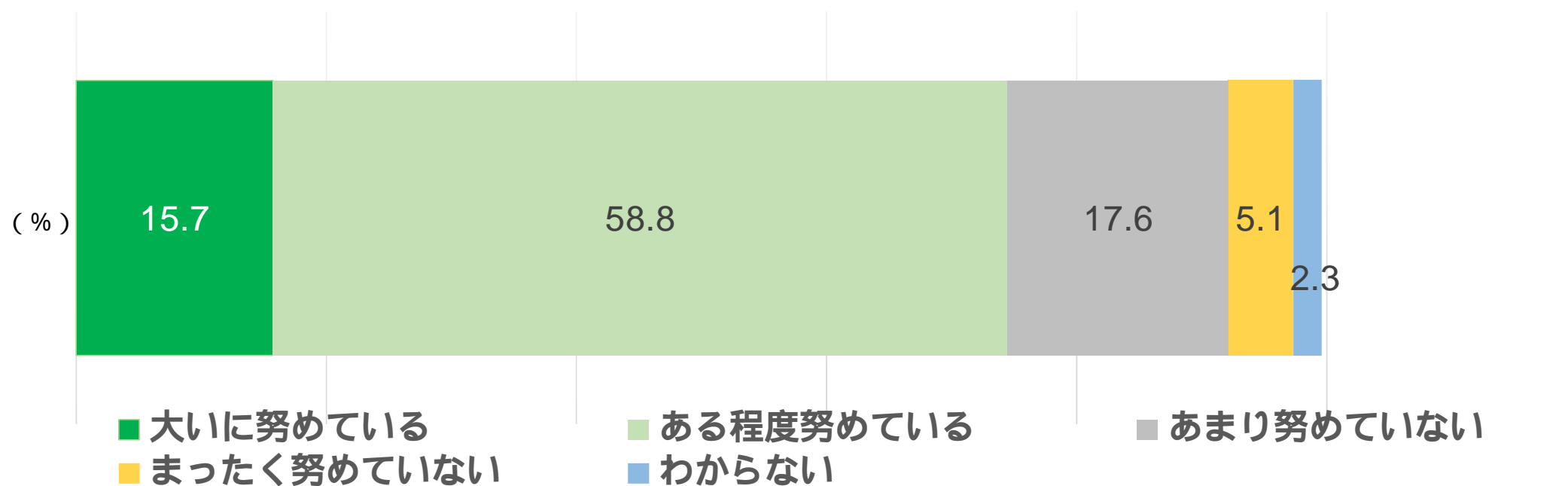
年休の取得日数はやや多くなっているが、**休憩時間**については、**0分**と回答した教員が**過半数**（54.6%）を占める。

教員の実際の感覚の上でも、**コロナ禍前と比較して、労働時間は「変わらない」という教員が60～70%を占める。**

結果として、一か月の所定労働時間（170：30）をはるかに上回る293：46が教員の平均労働時間となっており、**過労死レベルであることは一向に変わらない。**

2. 「働き方改革」のなかで、どのような努力がなされたのか？

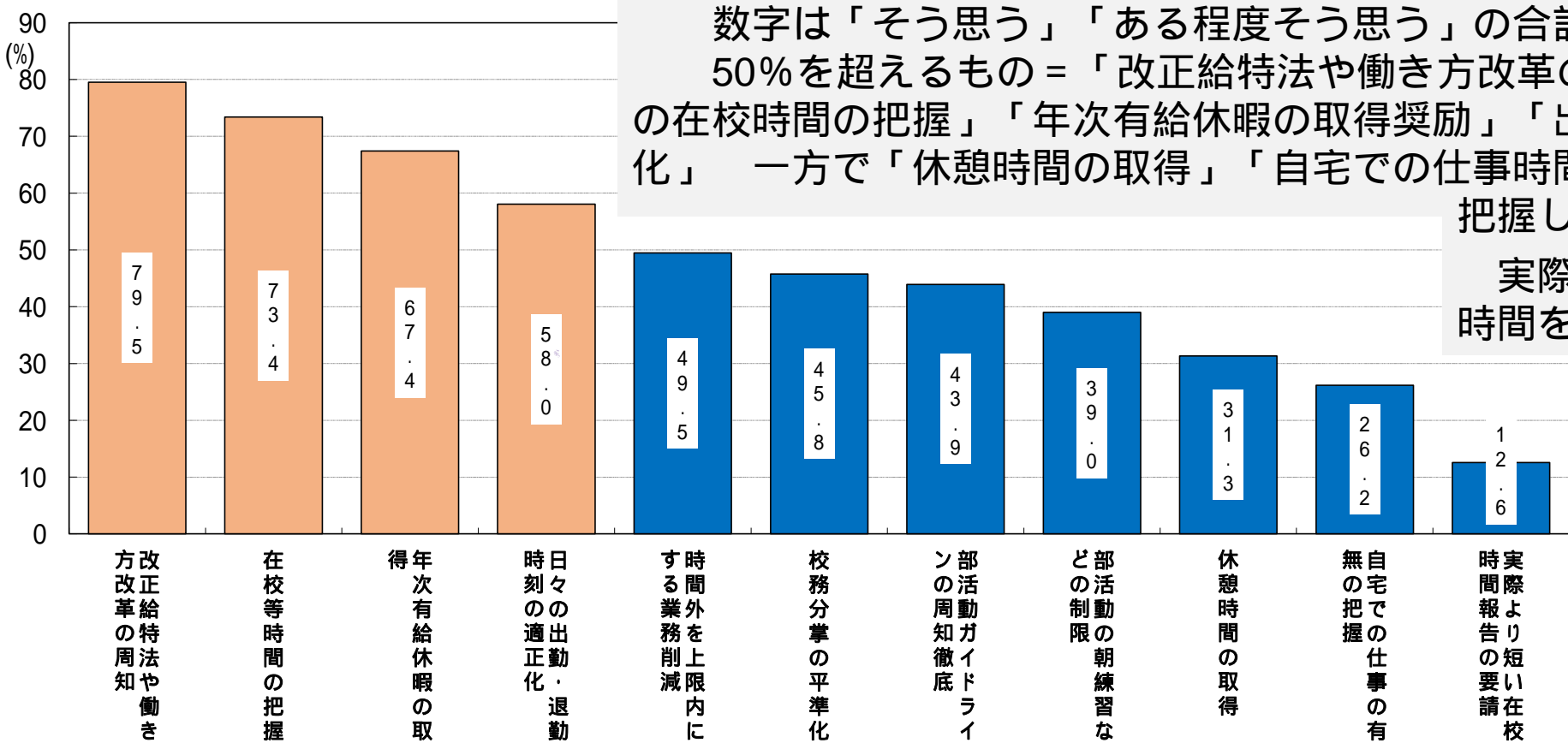
(1) 管理職が行っている教員の労働時間や健康の管理の状況



「管理職は、教員の労働時間や健康の管理職に務めている」と思う教員が、74.5%に達する

2. 「働き方改革」のなかで、どのような努力がなされたのか？

(2) 管理職が行っている勤務時間・仕事の管理の内容

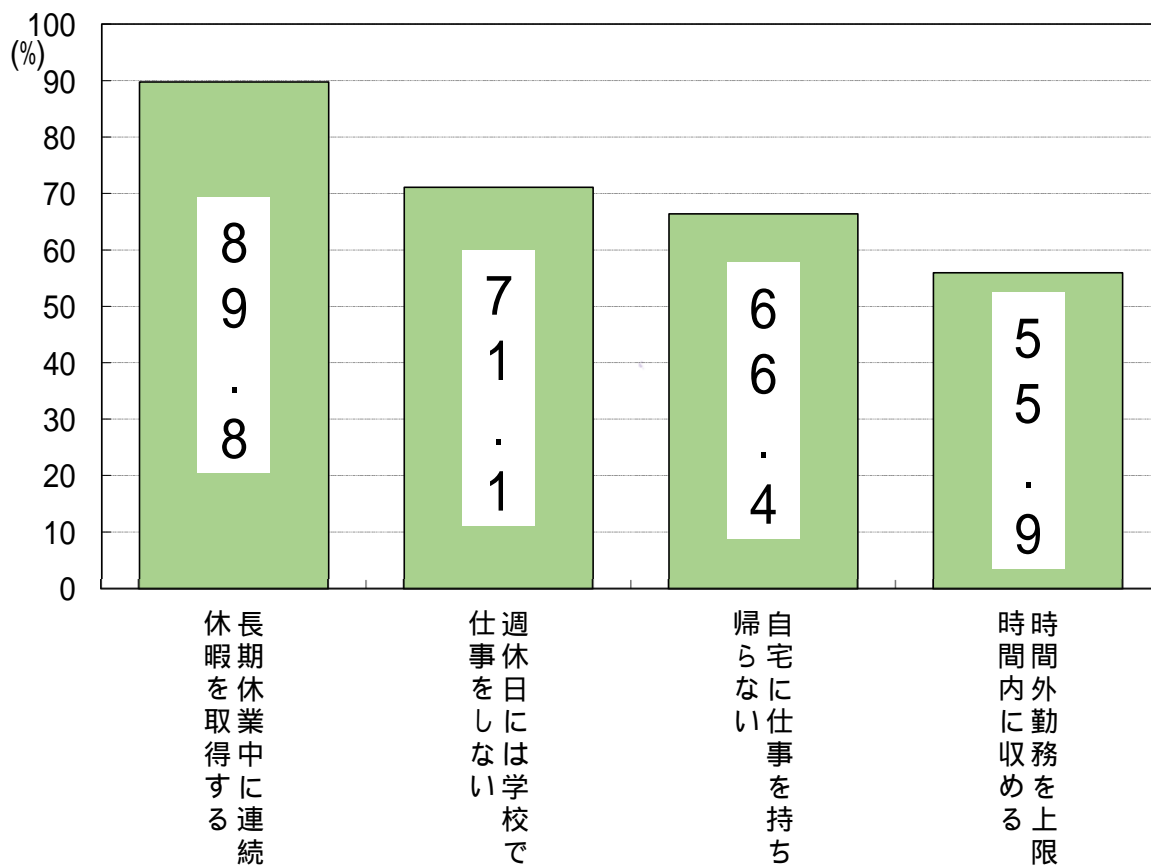


数字は「そう思う」「ある程度そう思う」の合計
 50%を超えるもの = 「改正給特法や働き方改革の周知」「教員の在校時間の把握」「年次有給休暇の取得奨励」「出退勤の適正化」
 一方で「休憩時間の取得」「自宅での仕事時間」については把握していない。

実際より短い在校時間を報告するよう求められたものも12.6%存在する。

2. 「働き方改革」のなかで、どのような努力がなされたのか？

(3) 教師はどのような努力をしたのか？



数字は「そう思う」「ある程度そう思う」の合計
「長期休業中に連続休暇を取得する」「週休日には学校で仕事をしない」「自宅に仕事をもち帰らない」「時間外勤務を上限時間内に収める」の、**いずれにおいても、「そう思う」「ある程度そう思う」と回答する教員が過半数を占めた。**

2. 「働き方改革」のなかで、どのような努力がなされたのか？

まとめ：

「働き方改革」の中で、管理職も教員も、それぞれに労働時間について**努力している**。

特に「年次有給休暇」の取得については共通に意識している。

意識の上では、労働時間への関心・遵守が高まっているといえるが、前項で見たように、**実際の労働時間は思ったほどは縮小していない。**
なぜか？

3. 「働き方改革」を進めるために何をすべきか？

(1) 教師が行うべきだと思うこと

学校の働き方改革を進めるために、以下のことを行うべきかどうかを尋ねた。

項目：

- A. 「教員の業務の役割分担の見直し（登下校指導、学校徴収金等の外部委託）」
- B. 「部活動ガイドラインの遵守」
- C. 「校内会議の精選・会議時間の短縮」
- D. 「支援スタッフ（教員業務支援員・部活動指導員など）の活用」
- E. 「時程の見直し（勤務開始以前の児童・生徒の登校、休憩時間の確保等）」
- F. 「業務の偏りの見直し」
- G. 「外部団体からの依頼業務の縮減」
- H. 「ICT導入による業務の効率化」
- J. 「統合型校務支援システムの導入」

結果： 校種によって、上位3位までの選択が異なる（次頁）

3. 「働き方改革」を進めるために何をすべきか？

(1) 教員が行うべきだと思うこと 校種別上位3項目

	第一位選択		第二位選択		第三位選択	
	項目	%	項目	%	項目	%
小学校	A.教員の業務の役割分担の見直し	80.1	D.支援スタッフの活用	58.8	C.校内会議の精選・会議時間の短縮	42.7
中学校	A.教員の業務の役割分担の見直し	79.3	D.支援スタッフの活用	43.1	B.部活動ガイドラインの遵守	40.3
高等学校	A.教員の業務の役割分担の見直し	71.3	F.業務の偏りの見直し	45.3	B.部活動ガイドラインの遵守	41.1
特別支援学校	A.教員の業務の役割分担の見直し	71.6	C.校内会議の精選・会議時間の短縮	59.9	F.業務の偏りの見直し	51.8

学校でできることはまだあるのでは？

3. 「働き方改革」を進めるために何をすべきか？

(2) 国、都道府県、市区町村が行うべきこと

学校の働き方改革を進めるために、国、都道府県、市区町村が行うべきことは何かをたずねた

項目：

- A. 学校への教職員配置増
- B. 少人数学級の推進
- C. 持ち授業時数の削減を含めた定数改善
- D. 支援スタッフ（教員業務支援員・部活動指導員など）の配置数の改善
- E. 部活動の地域移行の推進
- F. 標準授業時数の見直し
- G. 事務職員の増員
- H. 学校徴収金の公会計化
- I. 多職種や外部に業務を移行するための施策
- J. 給特法の抜本的見直しと、時間外・休日勤務手当の支給
- K. 研究指定、研修・研究会の精選
- L. 各種調査・照会の精選
- M. 地域・保護者への啓発と理解促進

3. 「働き方改革」を進めるために何をすべきか？

(2) 国、都道府県、市区町村が行うべきこと 校種別上位5項目

	第一位選択		第二位選択		第三位選択		第四位選択		第五位選択	
	項目	%	項目	%	項目	%	項目	%	項目	%
小学校	A. 学校への教職員配置増	98.5	C. 持ち授業時間数削減を含めた定数改善	97.5	D. 支援スタッフの配置数の改善	97.2	B. 少人数学級の推進	96.4	L. 各種調査・照会の精選	95.0
中学校	A. 学校への教職員配置増	97.7	C. 持ち授業時間数削減を含めた定数改善	96.4	M. 地域・保護者への啓発と理解促進	94.6	J. 給特法の見直しと時間外手当の支給	94.5	D. 支援スタッフの配置数の改善	94.2
高等学校	A. 学校への教職員配置増	98.8	C. 持ち授業時間数削減を含めた定数改善	94.8	J. 給特法の見直しと時間外手当の支給	94.0	M. 地域・保護者への啓発と理解促進	93.0	K. 研究指定・研修・研究会の精選	92.6
特別支援学校	A. 学校への教職員配置増	96.5	K. 研究指定・研修・研究会の精選	95.7	C. 持ち授業時間数削減を含めた定数改善	94.0	M. 地域・保護者への啓発と理解促進	93.6	D. 支援スタッフの配置数の改善	92.9

どの施策も90%を超えているが、特に、教職員の配置像・持ち授業時間数削減を含めた定数改善は求められている。教員の仕事の本質部分での改善が求められている。

3. 「働き方改革」を進めるために何をすべきか？

まとめ

学校でできること：

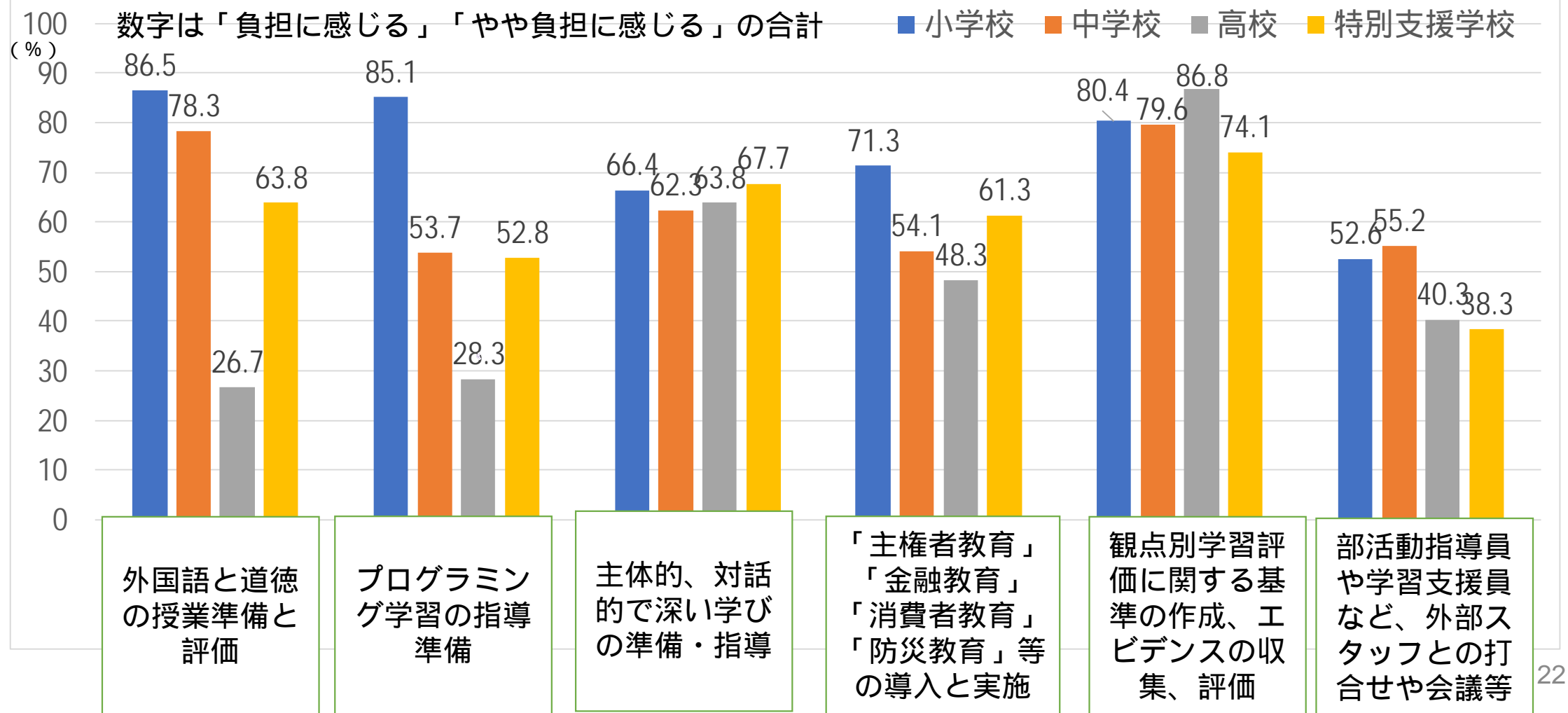
学校種によって、「働き方改革」を進めるために学校が求められている改善は異なるが、「教員の業務の役割分担」については、いずれの学校種でも第一位に選択されている。

国、都道府県、市区町村でできること：

「学校への教職員配置像」「持ち授業時数の削減を含めた定数改善」が上位一位、二位を占めることから、**教員の仕事の本質部分での業務負担**が増していることが想定できる。

「労働時間」を縮減しようと思っても、この本質部分に課題があるのならば、どのようにしても縮減はできない、というのが、「努力はしているが、思ったようには労働時間が縮減しない」原因になっている可能性がある。

4. 教員の負担感



4 . 教員の負担感

まとめ

全体として、**小学校教員の負担感が強い**

小学校・中学校ではいずれの項目についても、「負担に感じる」「やや負担に感じる」が過半数を占めている。

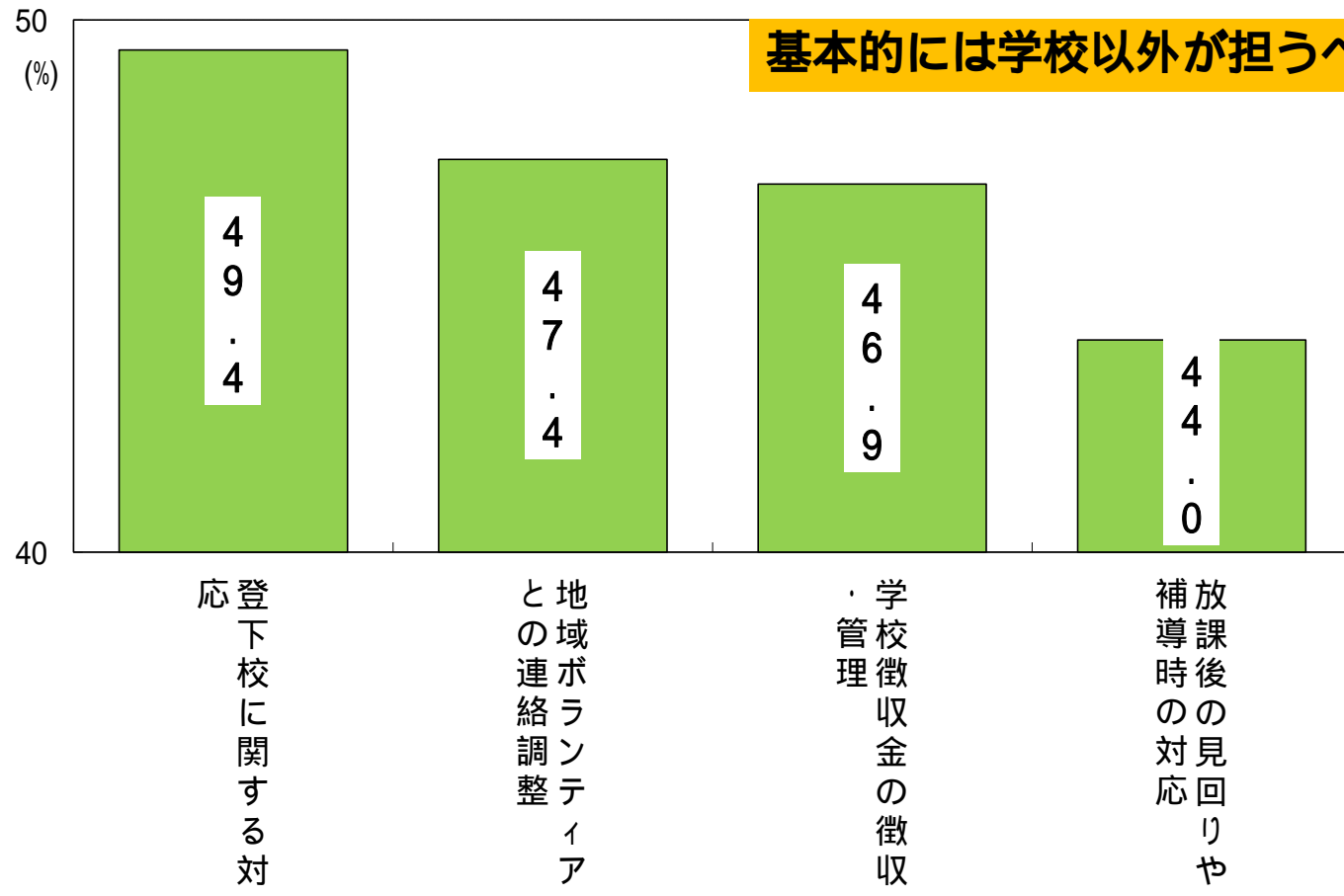
すべての校種で「主体的、対話的で深い学びの準備・指導（アクティブラーニング）」と「観点別学習評価に関する基準の作成、エビデンスの収集、評価」の負担感が強く、前者では60%～70%の教員が、後者では75%～90%の教員が「負担に感じる」「やや負担に感じる」と回答している。

前項で、「国や都道府県等に求めること」として、教員定数の改善や、持ち授業数の課題が示され、教員の業務の中核部分で、ぎりぎりの状況にあるのではないかと述べたが、この項目では、近年の学習指導要領の改訂による新しい学習方法や評価方法の導入が、労働時間の縮減を妨げていることが示唆された。

改革によって新たな試みを導入する際には、それを十全な体制で導入できるような環境整備をすることが行政には求められている。

5. 働き方改革を推進する施策への評価

学校における役割分担・適正化のための業務遂行、連携・協力の進捗状況について



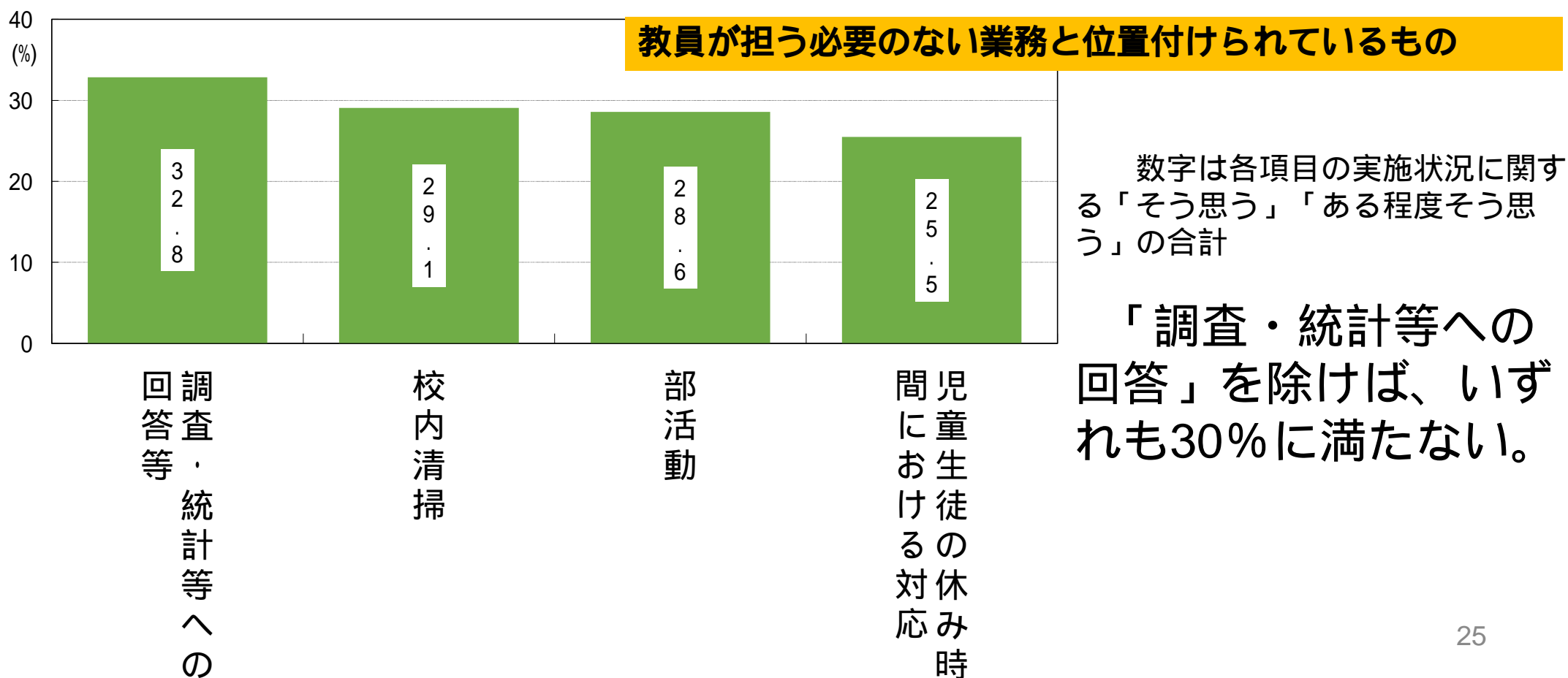
基本的には学校以外が担うべきと位置付けられている業務

数字は各項目の実施状況に関する「そう思う」「ある程度そう思う」の合計

いずれの項目も半数に満たない。

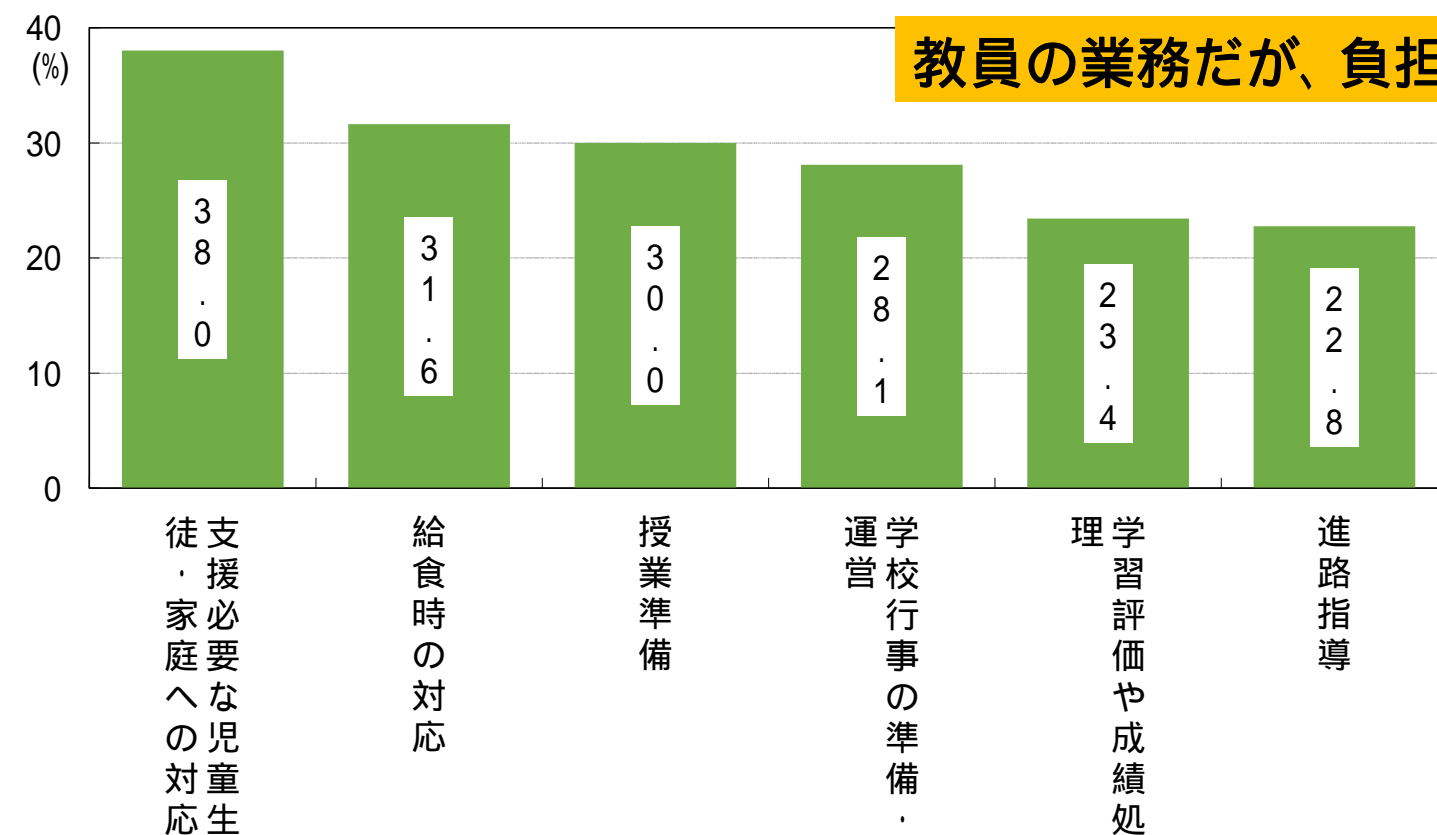
5. 働き方改革を推進する施策への意見

学校における役割分担・適正化のための業務遂行、連携・協力の進捗状況について



5. 働き方改革を推進する施策への意見

学校における役割分担・適正化のための業務遂行、連携・協力の進捗状況について



教員の業務だが、負担軽減が可能とされたもの

数字は各項目の実施状況に関する「そう思う」「ある程度そう思う」の合計

いずれの項目も40%を超えるものはない。

5 . 働き方改革を推進する施策への評価

学校における役割分担・適正化のための業務遂行、連携・協力の進捗状況について
まとめ

教員の働き方改革を推進するために、**文部科学省は、教員の業務の見直しを打ち出している**。また、本調査からも、「働き方改革」を推進するために、学校で何をすべきかという問いに対し、第一位に挙げられたのが「**教員の業務の役割分担の見直し**」だった。

学校以外が担うべきとされた業務4項目について、外部への業務移行が進んでいると思うものは、**半分に満たない**。

学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のないものと位置付けられた4項目について、業務移行が進んでいると思うものは、**30%に満たない**。

教員の業務だが、負担軽減が可能とされた業務6項目のうち、サポートスタッフや専門スタッフとの連携、協力が実施されていると回答したものは、「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」等を除けば、30%に届かない。

必要だといわれている業務見直しが、ほとんど進んでいない。

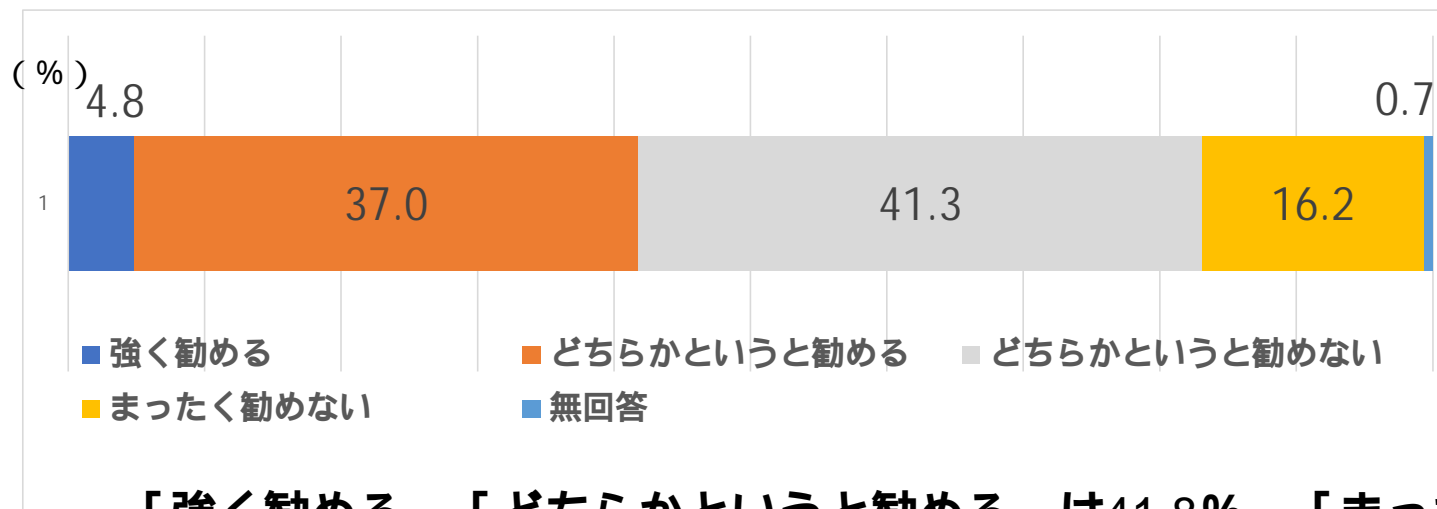
5 . 中間報告のまとめ

- 1 . 教員の労働時間は、ごくわずかに縮減されている
- 2 . しかしその**実態は、まだ過労死レベル**を抜け切れていない
- 3 . 管理職も教員自身も「働き方改革」について、意識しており、努力しようとはしている。
- 4 . しかしそれが、**実際の労働時間縮減に結びつかないのは、**
教員の業務の**中核である部分の負担が軽減されない**からである。
具体的には、新学習指導要領などの改革が指摘できる
業務負担軽減のための**教員役割の見直し**について、文科省が説明した「基本的には学校以外が担う業務」はもちろんのこと、「学校の業務だが必ずしも教員が担う必要がないもの」「教員の業務だが負担軽減が可能なもの」について、ほとんど**改善が見られないことにある**

6 . 追記

教員の「働き方」とは直接には関係ないが、こうした教員の勤務環境が、教員志望者にも影響を及ぼす可能性は高い。

「教員になりたいという人から相談を受けた場合、教員の仕事を進めますか」という質問項目を見ると：



「強く勧める」「どちらかという勧める」は41.8%、「まったく勧めない」と「どちらかという勧めない」は57.2%と、「勧めない」教師が6割近くを占める。

その理由：

複数回答の上位3位は；

- 1 . 「業務量が多い」(78.2%)
- 2 . 「勤務時間が長い」(75.3%)
- 3 . 「精神的負荷が大きい」(73.8%)

であった。